

# 特別永住者の皆さんへ

2012年7月9日(月)から

# 特別永住者の制度が変わります!

ここが変わります!

## 「特別永住者証明書」が交付されます

- ・「外国人登録証明書」が廃止され、「特別永住者証明書」が交付されます。

\*原則として、交付される場所は従来どおり市区町村の窓口です。

※市区町村の窓口へ住居地に関する届出にお越しの際は、必ず特別永住者証明書を持参してください。



- ・特別永住者証明書の交付対象となる方は、改正された住民基本台帳法に基づき、お住まいの市区町村で住民票が作成されますので、これまでの登録原票記載事項証明書に代わる証明書として、市区町村の窓口で住民票の写しを受け取ることができるようになります。

## 再入国許可の制度が変わります

### ○「みなし再入国許可」が導入されます

有効な旅券及び特別永住者証明書を所持する特別永住者の方が、出国の際に、出国後2年以内に再入国する意図を表明する場合は、原則として再入国許可を受ける必要がなくなります（この制度を「みなし再入国許可」といいます。）。

※みなし再入国許可により出国した場合、その有効期間を海外で延長することはできません。出国後2年以内に再入国しないと特別永住者の地位が失われることとなりますので、注意してください。

### ○再入国許可の有効期間の上限が「6年」になります

施行日後（2012年7月9日以降）に許可される再入国許可は、有効期間の上限が「4年」から「6年」に延長されます。

